

事務事業一元化調書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26-21. 建設関係事業		協議細目			
調整方針	<p>1 土木水利委員については、関市の制度を適用するものとする。ただし、各町村における委員の配置及び定数等については、地域の実情を踏まえ調整するものとする。</p> <p>2 都市緑化事業については、関市に準ずるものとし、細部の取扱いについては、新市において調整するものとする。</p> <p>3 武儀町における私設道改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>4 都市計画区域については、当分の間は現行のとおりとし、合併後、新市において都市計画区域等の見直しを検討するものとする。</p> <p>5 道路占用料及び屋外広告物許可手数料については、関市の制度に統一するものとする。</p> <p>6 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 急傾斜地崩壊対策事業分担金については、関市の制度に統一するものとし、武儀町における住宅地域崩壊防止事業補助金については、合併時に廃止するものとする。</p>					
項目	参 考 資 料					
土木水利員	<p>関市</p> <p>道路、水路の官民境界等について、市と協議を行い道水路の維持管理を行う制度。</p> <p>・土木水利員 55名委嘱</p>	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
都市緑化	<p>フラワーロード整備事業「花の都ぎふ」の一環として、市内を花で飾る。</p> <p>・花の苗栽培委託</p> <p>・ボランティアによる植栽</p>	<p>フラワーロード整備事業「花の都ぎふ」の一環として、村内を花で飾る。</p> <p>・ボランティアによる植栽</p>	<p>アジサイロード整備事業</p> <p>・あじさいの植栽・剪定</p> <p>・道路沿いの草刈り、修景作業</p>	<p>フラワーロード整備事業「花の都ぎふ」の一環として、町内を花で飾る。</p> <p>・花の増殖、植栽</p> <p>(武儀町「花の都ぎふ」推進協議会設置)</p>		<p>フラワーロード整備事業「花の都ぎふ」の一環として、町内を花で飾る。</p> <p>・花の増殖、植栽</p>
私設道改良事業				<p>私設道改良補助金</p> <p>・道路改良 補助対象事業費(上限) 30万円の3/10</p> <p>・橋梁改良 補助対象事業費(上限) 50万円の3/10</p> <p>・舗装新設改良 W = 2m ~ 3m L = 30mまで 1㎡あたり3,000円以内 補助率 5/10</p>		

事務事業一元化調書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目	参 考 資 料					
	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
都市計画区域	関市都市計画区域 ・区域の指定：関市全域 ・指定年月日 昭和31年12月24日 ・都市計画区域面積 102.51Km ²					美濃都市計画区域 ・区域の指定：武芸川町全域 ・指定年月日 昭和49年12月2日 ・都市計画区域面積 28.31Km ²
開発審議会	関市開発会議 都市計画法に定める開発申請の許可権者は知事であるが、審査に際し市地元・消防等の意見を求められるため、関係者を招集し会議を開催し、県に進達する。	洞戸村土地利用審議会 村土地利用の適正化に関する指導要綱に基づき土地開発行為の重要事項を調査・審議を行う。	板取村土地利用審議会 板取村土地利用条例の目的を達成するため、村長の諮問に応ずるため審議会を置き、開発行為に関する事項の審議を行う。	武儀町環境保全対策審議会 町環境保全に関する条例の目的を達成するため重要な事項を審議し、町長の諮問に応ずるため審議会を置き、開発行為等の同意に対する審議を行う。	上之保村環境保全会議 村環境保全に関する条例の目的を達成するため重要な事項を審議し、村長の諮問に応ずるため審議会を置き、自然環境確保に関する基本的事項を調査・審議する。	武芸川町環境保全対策審議会 町環境保全に関する条例の目的を達成するため重要な事項を審議し、町長の諮問に応ずるため審議会を置く。
都市計画図等	都市計画基本図 ・1/2500 1部300円 都市計画総括図 ・1/10000 1部1200円 白図 ・1/10000 1部300円 ・1/25000 1部300円 ・1/30000 1部300円	白図 ・1/25000 1部200円 ・1/50000 1部100円	白図 ・1/25000 1部400円 ・1/50000 1部200円 ・1/70000 1部150円	白図 ・1/25000 1部200円 ・1/50000 1部150円	白図 ・1/15000 1部250円 ・1/25000 1部200円 ・1/50000 1部150円	都市計画基本図 ・1/2500 1部500円 都市計画総括図 ・1/10000 1部700円 白図 ・1/25000 1部400円 ・1/50000 1部200円
都市緑化	生垣設置奨励補助金 ・助成金額 生垣の設置に要した費用の1/2以内 ・限度額 30,000円					

事務事業一元化調書

関市・武儀郡町村合併協議会

参 考 資 料										
道路占用料（市町村条例 抜粋）										
占 用 物 件			単 位	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町	
1. 電柱、電線その他これらに類する 工作物の設置	電柱	第1種	1本/年	1,800	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
		第2種			1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
		第3種			2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
	電話柱	第1種		1,100	970	970	970	970	970	970
		第2種			1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
		第3種			2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	
	その他の柱類				82	75	75	75	75	75
	電線その他線類	上空に設けるもの		長さ1m/年	11	10	10	10	10	10
		地下に設けるもの			5	5	5	5	5	
	変圧器	上空に設けるもの	1個/年	810	730	730	730	730	730	
地下に設けるもの		占用面積1㎡/年	550	500	500	500	500	500		
変圧塔その他これに類するもの及び公 電話所		1個/年	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
郵便ポスト			690	630	630	630	630	630		
広告塔		表示面積1㎡/年	3,700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400		
その他のもの		占用面積1㎡/年	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
2. 水道管、下水道管、ガス管その他 これらに類する物件の設置	外径が0.1m未満		長さ1m/年	55	50	50	50	50	50	
	外径が0.1m～0.15m未満			82	75	75	75	75	75	
	外径が0.15m～0.2m未満			110	100	100	100	100	100	
	外径が0.2m～0.4m未満			220	200	200	200	200	200	
	外径が0.4m～1.0m未満			550	500	500	500	500	500	
	外径が1.0m以上			1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
3. 鉄道、軌道その他これらに類する施設等の設置			占用面積1㎡/年	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
4. 通路の設置	上空に設ける通路		占用面積1㎡/年	2,500	910	910	910	910	910	
	地下に設ける通路			1,200	460	460	460	460	460	
	その他のもの			1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
5. 露店、商品置場その他これらに類する施設の設置（一時的なものを除く）			占用面積1㎡/月	370	140	140	140	140	140	
6. 看板、標識その他これらに類する 工作物の設置（一時的なものを除 く）	1. 看板（アーチ型を除く）		占用面積1㎡/年	3,700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
	2. 標識		1本/年	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	3. 旗竿		1本/月	370		140		140		
	4. 幕		その面積1㎡/月	370	140	140	140	140	140	
	5. アーチ	道を横断するもの		1基/月	3,700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
その他のもの		1,800	680		680	680	680	680		

事務事業一元化調書

関市・武儀郡町村合併協議会

参 考 資 料								
屋外広告物許可手数料（市町村条例 抜粋）岐阜県屋外広告物条例の施行に関する事務								
屋 外 広 告 物	単 位		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町
			円	円	円	円	円	円
(広告板等許可申請手数料)								
1. 広告板、広告塔アーチ等（電飾設備無し）	広告表示面積 5 m ² 当たりの単価	1年以下	900	900	900	900	900	900
		2年以下	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
		2年超	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
(広告板等許可申請手数料)								
2. 広告板、広告塔アーチ等（電飾設備有り）	広告表示面積 5 m ² 当たりの単価	1年以下	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		2年以下	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090
		2年超	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080
(電柱等利用広告物許可申請手数料)								
3. 電柱又は街灯柱を利用する広告物	1個		300	300	300	300	300	300
(立看板許可申請手数料)								
4. 立看板	1枚		200	200	200	200	200	200
(はり紙許可申請手数料)								
5. はり紙	100枚単位、100枚未満は100枚		400	400	400	400	400	400
(はり札許可申請手数料)								
6. はり札	1枚		80	80	80	80	80	80
(広告幕等許可申請手数料)								
7. 広告幕及び広告網	1枚		300	300	300	300	300	300
(アドバルーン許可申請手数料)								
8. アドバルーン	1個		600	600	600	600	600	600
(その他屋外広告物許可申請手数料)								
9. その他の広告物	1個		300	300	300	300	300	300

事務事業一元化調査

関市・武儀郡町村合併協議会

項目	参 考 資 料												
	関 市		洞 戸 村		板 取 村		武 儀 町		上 之 保 村		武 芸 川 町		
市町村営住宅	東町住宅	24戸 (S 49・57建築)	菅谷団地	6戸 (H5・6建築)	白谷住宅	10戸 (S 53・55・59建築)	中之保住宅	2戸 (S 57建築)	先谷住宅	4戸 (S 58・59建築)	小知野団地	41戸 (S 60・61・H8・10・11建築)	
	東山 2 丁目住宅	22戸 (S 28・29・51建築)	山根団地(特)	3戸 (H7建築)	門出北住宅	10戸 (S 54・57・58建築)	若栗住宅	3戸 (S 58・59建築)	一ノ瀬住宅	4戸 (S 63・元建築)	八幡(西布)団地	5戸 (S 55建築)	
	東山 3 丁目住宅	52戸 (H9・11・12建築)	高見団地(特)	3戸 (H8建築)	門出南住宅	3戸 (H3建築)	下之保住宅	6戸 (S 59～61建築)	牧畑住宅	4戸 (元・H2建築)	宇多院団地	12戸 (H14建築)	
	岩下住宅	82戸 (H2～5・7建築)			中央団地(特)	2戸 (H5建築)	富之保住宅	2戸 (S 61建築)	本郷住宅	2戸 (H8建築)			
	雄飛ヶ丘住宅	38戸 (S 38～40建築)			岩本団地(特)	4戸 (H6・7建築)	上野住宅	5戸 (S 62・63建築)	宮ヶ野住宅	2戸 (H4建築)			
	竜泰寺住宅	75戸 (S 42～44建築)			野口団地	3戸 (H13建築)	柳瀬住宅	8戸 (S 61～元建築)	宮ヶ野住宅(特)	2戸 (H5建築)			
	桐谷住宅	10戸 (S 40建築)					岩山崎住宅	6戸 (H3～4建築)					
	藤谷住宅	85戸 (S 41・45～47建築)					上野単独住宅	1戸 (S 60建築)					
	第 2 藤谷住宅	64戸 (S 47～50建築)					間吹住宅(特)	2戸 (H7建築)					
	松ヶ洞住宅	70戸 (S 52～56建築)					岩井ノ上住宅(特)	10戸 (H8・10・11建築)					
	北天神住宅	62戸 (S 58～元年建築)											
		・合計	5 8 4 戸	・合計	1 2 戸	・合計	3 2 戸	・合計	4 5 戸	・合計	1 8 戸	・合計	5 8 戸
		家賃については、公営住宅法第 1 6 条に基づき算出		家賃については、公営住宅法第 1 6 条に基づき算出		家賃については、公営住宅法第 1 6 条に基づき算出		家賃については、公営住宅法第 1 6 条に基づき算出		家賃については、公営住宅法第 1 6 条に基づき算出		家賃については、公営住宅法第 1 6 条に基づき算出	
				特定公共賃貸住宅(家賃)		特定公共賃貸住宅(家賃)		特定公共賃貸住宅(家賃)		特定公共賃貸住宅(家賃)		特定公共賃貸住宅(家賃)	
				所得区分	負担額	所得区分	負担額	所得区分	負担額	所得区分	負担額	所得区分	負担額
			245,000以下	30,000	317,000以下	30,000	268,000以下	35,000	245,000以下	40,000	245,000以下	40,000	
			313,000以下	40,000	427,000以下	40,000	322,000以下	40,000	313,000以下	42,000	313,000以下	42,000	
			417,000以下	50,000	582,000以下	50,000	445,000以下	45,000	417,000以下	44,000	417,000以下	44,000	
			566,000以下	60,000	582,000超	60,000	445,000超	50,000	566,000以下	46,000	566,000以下	46,000	
			566,000超	70,000					566,000超	48,000			

事務事業一元化調書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目	参 考 資 料					
	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
急傾斜地崩壊対策事業 (分担金)	公共事業 事業費の2% 県単独事業 事業費の2%	公共事業 事業費の2% 県単独事業 事業費の2%	公共事業 0% 県単独事業 0%	公共事業 事業費の5% 県単独事業 事業費の5%	公共事業 事業費の2.5~5% 県単独事業 事業費の16%	公共事業 事業費の5% 県単独事業 事業費の5%
急傾斜地崩壊危険地域 (補助金)				住宅地域崩壊防止事業補助金 ・事業量 50㎡以内 ・補助率 3/10 ・事業費 15,000円/㎡ (国・県の対象外事業)		
先進事例	<p>「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会」 建設事業については、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める制度を基本として調整する。 (1) 建設事業の推進については、新市建設計画その他の計画に基づき調整する。ただし、合併以前から着手済の継続事業については、従前どおり実施する。 (2) 建設事業に関する分担金の額については、合併時から美濃加茂市の制度を基本として調整する。ただし、合併以前から継続する建設事業に関する分担金の額については、建設事業が終了するまで現状どおりとする。 (3) 道路使用に関する占用料の額については、合併時から美濃加茂市の制度を基本として調整する。</p> <p>「岐阜広域合併協議会」 都市計画については現行のとおりとし、合併後、速やかに都市計画区域の再編等を検討するものとする。</p> <p>「瑞穂市」 都市計画区域については、当面は現行のとおりとし、新市において都市計画区域等の見直しを図る。</p>					